

# 新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針

令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）  
新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部決定

新型コロナウイルス感染症対策について、本日策定された政府の基本的対処方針（基本的対処方針）及び新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針（総務省対処方針）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針（消防庁対処方針）を策定する。

## 1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、この難局を乗り越えることができるよう、消防庁は関係者と連携・協力して対策を進める必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、消防庁として次の取組を迅速かつ適切に行う。

## 2. 取組事項

### （1）実施体制

#### ①消防庁対処方針の変更

新型コロナウイルス感染症政府対策本部（政府対策本部）において基本的対処方針が変更された場合は、新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部（消防庁対策本部）を開催し、基本的対処方針及び総務省対処方針の変更の内容を踏まえ、必要に応じて消防庁対処方針を変更する。

#### ②消防庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画発動に向けた準備

消防庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画（消防庁業務継続計画）を発動する場合に備え、各課室において消防庁業務継続計画に定められた必要な準備を行う。

また、政府対策本部事務局との連携を図りつつ、消防庁業務継続計画の発動を決定する。

必要に応じて消防庁業務継続計画の見直しを行う。

## (2) 消防庁内の対応

### ①消防庁職員への注意喚起等

総務省対処方針と同様に、消防庁職員への健康管理に関する注意喚起等、ローテーション勤務等によるテレワークや早出遅出勤務等の推進、休暇取得の勧奨、国内出張等や海外渡航についての情報提供・注意喚起を行うこととし、特に、不要不急の特定都道府県をまたいだ国内出張などは自粛するよう強く働きかけるとともに、備蓄品の適切な在庫管理及び配布を行う。

### ②消防庁主催イベント・有識者会議の開催等の取扱い

消防庁主催のイベント・有識者会議の開催や消防大学校における講義等については、緊急事態宣言が効力を有する間、遠隔開催以外は中止とする。

加えて、その後も、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）、という3つの条件が同時に重なった最も感染拡大のリスクを高める環境を回避し、慎重な対応を行う。

## (3) 情報提供・共有

### ①地方公共団体から住民に対する地域の感染状況に応じた情報発信の要請

地方公共団体に対して、防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を整備・活用し、スマートフォンを所持していない高齢者等も含めた全ての住民に対して新型コロナウイルス感染症に関するメッセージやアラートを適時・適切に発出するよう要請する。

## (4) 関係機関との連携の推進

### ①地方公共団体・消防機関・消防庁関係団体に対する情報提供・注意喚起

基本的対処方針、総務省対処方針、消防庁対処方針をはじめとする政府において決定された方針、政府の施策展開、新型コロナウイルス

感染症に関する情報等について、引き続き地方公共団体・消防機関・消防庁関係団体に対し情報提供及び注意喚起を行う。

②消防業務を継続できる体制の確保・感染防止資器材の備蓄状況の確認及び調整等

消防機関に対して、引き続き、消防職員の健康管理を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症の地域における発生段階に応じ、救急や消火をはじめとした必要な業務を継続できる体制を確保するよう要請する。また、引き続き、感染防止資器材の備蓄状況の確認及び必要とする消防機関への消防庁からの資器材の配布などの調整を行う。

③救急隊の感染予防策の実施・関係機関との連携強化・必要な情報収集等

消防機関に対して、引き続き、救急隊の感染予防策の実施及び保健所、医療機関、近隣消防機関、都道府県防災主管部（局）等関係機関との連携強化の徹底を図るよう要請する。また、新型コロナウイルス感染症の患者又は疑われる患者への対応事案に関する情報収集等を引き続き行う。